

福岡県公報

平成18年7月14日
第2558号

目次

告示(第1336号-第1348号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) 2
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) 3
- 町の字の区域及び名称の変更 (地方課) 3
- 土地改良区の換地処分 (農地計画課) 8
- 保安林の所在場所等 (治山課) 8
- 保安林の所在場所等 (治山課) 8
- 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額の一部改正 (総務事務センター) 8
- 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額 (総務事務センター) 9
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) 9
- 県営土地改良事業計画の決定 (農地計画課) 10
- 福岡県立ももち文化センターの指定管理者の募集 (生活文化課) 10
- 福岡県営都市公園の指定管理者の募集 (公園街路課) 11

- 競争入札の参加者の資格等 (総務事務センター) 13
- 一般競争入札の実施 (総務事務センター) 14
- 平成17年度福岡県情報公開条例の運用状況 (県民情報広報課) 17
- 平成17年度福岡県個人情報保護条例の運用状況 (県民情報広報課) 26

人事委員会

- 福岡県人事委員会委員長の選挙 (人事委員会事務局任用課) 33
- 福岡県人事委員会委員長の職務を代理する委員の指定 (人事委員会事務局任用課) 33

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活環境課) 33
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活環境課) 33

告示

福岡県告示第1336号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
福岡県道		飯塚線 大野城	前	糟屋郡宇美町宇美5丁目3652番3先から 同郡同町宇美5丁目3716番8先まで	8.6 ~ 14.0	110.2

			後	同上	9.3 ～ 25.4	110.2
--	--	--	---	----	------------------	-------

福岡県告示第1337号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成18年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー八女店

(2) 所在地 福岡県八女市大字本町字唐人町北裏1番297 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変 更 前		変 更 後
	開店時刻	閉店時刻	
株式会社サニー	午前10時	午後10時	24時間

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分から午後10時30分まで	24時間

福岡県告示第1338号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成18年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 みいまちショッピングタウン

(2) 所在地 福岡県久留米市御井町字大銃場2233番 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変 更 前		変 更 後
	開店時刻	閉店時刻	
株式会社サニー	午前10時	午後10時	24時間

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分から午後10時30分まで	24時間

福岡県告示第1339号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域

経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成18年6月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイソー太宰府水城店

(2) 所在地 福岡県太宰府市水城1丁目405番1 外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変 更 前	変 更 後
1,950平方メートル	3,070平方メートル

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐車場の位置	収容台数 (台)	駐車場の位置	収容台数 (台)
太宰府市水城1丁目405番1 外	105	太宰府市水城1丁目405番1 外	162

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐輪場の位置	収容台数 (台)	駐輪場の位置	収容台数 (台)
太宰府市水城1丁目405番1 外	52	太宰府市水城1丁目405番1 外	88

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変 更 前		変 更 後	
荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
太宰府市水城1丁目424番1	25.2	太宰府市水城1丁目424番1	26.3

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変 更 前		変 更 後	
廃棄物保管施設の位置	容量 (立方メートル)	廃棄物保管施設の位置	容量 (立方メートル)
太宰府市水城1丁目424番1	15.7	太宰府市水城1丁目424番1	20.7

福岡県告示第1340号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	小郡市井上703-2	18・6・30
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	鞍手郡小竹町大字赤池1363-2	18・6・30

福岡県告示第1341号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、遠賀町長から遠賀町の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成18年11月20日から効力を生ずるものとする。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

別図1-1の区域内の字の区域及び名称を別図1-2のように、別図2-1の区域内の字の区域及び名称を別図2-2のように変更する。

別図1-1



実施区域

例

別図1-2



(測量工事中)

新町界

別図2-1



別図2-2



凡例

新町界	—
行政界	- - -

福岡県告示第1342号

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	換地処分した地域	換地処分年月日
田川郡赤池町上野土地改良区	田川郡福智町上野 (田川郡赤池町上野地区第3工 区換地区)	平成18年6月19日

福岡県告示第1343号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林の所在場所
筑紫郡那珂川町大字成竹字大原1197の140、1197の147、1197の237
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大原1197の237（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1344号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林の所在場所
糟屋郡久山町大字猪野字轟31の1、字臼木174の1、175の1、175の4から175の6まで
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1345号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の

額（平成16年6月福岡県告示第1012号）の一部を次のように改正する。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

「平成16年4月1日以降」を「平成16年4月1日から平成18年3月31日まで」に改める。

福岡県告示第1346号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和43年福岡県条例第4号。以下「条例」という。）第9条の2の規定に基づき、介護補償として支給する額を次のように定め、平成18年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

条例第9条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が104,590円を超えるときは、104,590円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が56,710円以下であるときに限る。）。	月額56,710円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に	その月における介護に要する費用として支出

随時介護を要する状態	掲げる場合を除く。）。	された費用の額（その額が52,300円を超えるときは、52,300円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,360円以下であるときに限る。）。	月額28,360円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

福岡県告示第1347号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあつた年月日
平成18年6月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人通院介護センター「さわやか」
- (2) 代表者の氏名
山田 浩美
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市八幡東区春の町二丁目3番27号済生会八幡総合病院事務棟内
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、内部障害者及び難病患者に対して、通院介護サービスに関する事業などを行い、内部障害者、難病患者の社会的入院の解消及び日常生活の質の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営千間溝地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成18年7月14日から 平成18年8月14日まで	久留米市役所 筑後市役所 広川町役場

公 告

公告

福岡県立ももち文化センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立ももち文化センター	福岡市早良区百道2丁目3番15号

2 予定される指定の期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の終了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立ももち文化センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手續等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成18年8月28日（月）から平成18年9月11日（月）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成18年9月11日（月）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成18年7月25日（火）午後2時00分から

イ 場所

福岡県立福岡勤労青少年文化センター（ももちパレス）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配付場所並びに問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県生活労働部生活文化課文化班

電話092-643-3382 ファクシミリ092-643-3384

公告

福岡県営都市公園の指定管理者を次のとおり募集します。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県営中央公園	北九州市小倉北区井堀、都、上到津、戸畑区金比羅町、八幡東区高見、八王子町、槻田
福岡県営筑豊緑地	飯塚市仁保、鹿毛馬
福岡県営筑後広域公園	筑後市大字津島、瀬高町大字本郷、大字長田

2 予定される指定の期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当す

る者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の終了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 公園施設又は都市公園の一部の利用の許可に関する業務
- (2) 都市公園での行為の制限の許可に関する業務
- (3) 手数料の徴収に関する業務
- (4) 都市公園の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に都市公園の管理を行うことができると認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 4の(1)から(5)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。

(2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。

(3) 都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。

(4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。

(5) その他知事が都市公園の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成18年8月29日（火）から平成18年9月11日（月）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成18年9月11日（月）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

各公園ごとに、現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

名 称	日 時
福岡県営中央公園	平成18年8月10日（木）午前10時00分から
福岡県営筑豊緑地	平成18年8月8日（火）午前10時00分から
福岡県営筑後広域公園	平成18年8月11日（金）午後2時00分から

7 その他

県は、指定管理者と各県営公園の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部公園街路課管理係

電話 (092) 643-3724 FAX (092) 643-3752

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

全庁ファイル共有システム用機器

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれ

らの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の時期

この公告の日から平成18年8月10日（木）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

全庁ファイル共有システム用機器 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成19年2月28日（水）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成18年8月23日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	AA
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	11	その他	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成18年7月14日（金）から平成18年8月15日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター

(2) 受領期限
平成18年8月23日（水）午後5時00分

(3) 提出方法
直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務センター入札室

(2) 日時
平成18年8月24日（木）午前11時00分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であってそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
見積金額（の税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手

続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Articles and Quantity

File-sharing system equipment for Fukuoka Prefectural Government : 1set

- (2) Time Limit of Tender

5 : 00 PM on August 23, 2006

- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General, Affairs

Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7

Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan

TEL 092-643-3092

公告

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条の規定に基づき、平成17年度における同条例の運用状況を次のように公表する。

平成18年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

平成17年度福岡県情報公開条例の運用状況

I 公文書の開示

1 公文書の開示請求と決定の状況

平成17年度における公文書の開示請求の件数は567件で、月平均約47件となります。そのうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、開示請求の件数567件から取下げ39件を除いた528件です。また、実施機関が開示決定等を行った件数から不存在を理由とする非開示33件を除いた件数(495件)に対する全部開示と部分開示を合わせた件数(482件)の割合(実質開示率)は97パーセントとなります(表1)。

表1 公文書の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の 件 数	決 定 の 状 況				取 下 げ	実 質 開 示 率 %	
	全部開示	部分開示	非開示	却 下			
				不 存 在			
567	192	290	46	33	0	97	

2 実施機関別の開示請求件数と決定の状況

実施機関別の開示請求件数は、知事部局383件、警察本部57件、選挙管理委員会56件などとなっています。知事部局では、土木部に対するものが最も多く、次いで保健福祉部、環境部の順となっています（表2）。

表2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	開示請求の件数	決定の状況				取下げ	
		全部開示	部分開示	非開示			却下
				不存在			
知							
総務部	37	9	24	1		3	
企画振興部	6	4	1			1	
保健福祉部	81	31	36	8	8	6	
環境部	47	10	35	2	2		
生活労働部	16	1	12			3	
商工部	15		14	1	1		
農政部	29	9	9	6	6	5	
水産林務部	14	4	8	2	2		
土木部	105	35	58	7	6	5	
建築都市部	32	7	18	4	2	3	
出納事務局	1		1				
小計	383	110	216	31	27	26	
議							
議会	2	1	1				
公営企業の管理者	1					1	
教育委員会	36	13	11	3	2	9	
選挙管理委員会	56	39	12	5	1		
人事委員会	1		1				
監査委員	4		4				
労働委員会	1					1	
収用委員会							
海区漁業調整委員会							
内水面漁場管理委員会							
公安委員会	26	1	25				
警察本部	57	28	20	7	3	2	
合計	567	192	290	46	33	39	

注 秘書室は、総務部に含まれます。

3 非開示事由適用件数

公文書の開示請求に対しては、請求に係る公文書中に個人に関する情報や事業情報等、情報公開条例上の非開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成17年度において非開示事由が適用された件数は、表3及び表4のとおりです。

表3 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以前に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（昭和61年福岡県条例第1号）第9条第1項各号	件数		
	非開示	部分開示	計
第1号 個人情報		20	20
第2号 事業情報		15	15
第3号 行政内情報			
第4号 国等関係情報			
第5号 行政運営情報		3	3
第6号 捜査情報			
第7号 法令情報			
第8号 議員個人・会派情報			
計		38	38

表4 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項各号	件数		
	非開示	部分開示	計
第1号 個人情報	8	197	205
第2号 事業情報	2	157	159
第3号 審議・検討等情報	1	4	5
第4号 行政運営情報	5	23	28
第5号 任意提供情報		2	2
第6号 捜査等情報	1	40	41
第7号 法令情報	1	4	5
第8号 議員個人・会派情報		2	2
計	18	429	447

注 重複適用があるため、表1の件数と合致しません。

4 公文書の開示請求者別内訳

公文書の開示請求者別内訳は、表5のとおりです。

表5 公文書の開示請求者別内訳

開示請求者の区分	件数
県の区域内に住所を有する個人	291
県の区域内に事務所を有する法人その他の団体	193
県の区域外に住所を有する個人	41
県の区域外に事務所を有する法人その他の団体	42
合計	567

5 不服申立ての状況

公文書の開示請求に対する開示しない旨の決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。平成17年度は、不服申立てが7件ありました（表6）。

表6 不服申立ての状況

不服申立て案件	実施機関	不服申立て年月日	情報公開審査会		実施（諮問）機関の裁決又は決定
			諮問年月日	答申年月日	
「産業廃棄物処理施設の設置計画に関する環境調査書」非開示の件	知事	17.4.5	17.4.22	18.2.28	18.4.25 一部認容
「寄附金（税額）控除のための書類の写し」非開示の件	選挙管理委員会	17.8.9	17.8.22	18.1.26	18.1.31 全部認容
「事業協同組合に対する検査請求書」部分開示の件	知事	17.8.24	17.10.13	18.1.30	18.4.25 棄却
「被留置者の留置に関する文書」非開示の件	公安委員会	17.8.15	17.11.10	18.3.31	
「特別用慰金支給裁定の法的根拠に関する文書」非開示の件	知事	17.12.2	17.12.22	18.5.29	
「市立学校の教職員定数に関する県への要望を集約した書類」非開示の件	教育委員会	18.1.15	18.1.27	審査中	
「障害者任免状況通報書」部分開示の件	知事	18.1.27	18.4.21	審査中	

6 苦情申出の状況

平成17年度は、苦情申出がありませんでした。

7 出資法人の情報公開の状況について

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第37条第1項により実施機関が定める出資法人が行う情報公開制度の状況は次のとおりとなっています。（表7、表8）なお、平成17年度は、出資法人が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

表7 法人文書の開示申出の状況（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

開示申出件数	25
--------	----

表8 法人文書の開示申出に係る処理状況

開示	部分開示	非開示		却下	取下げ	計
		非開示	不存在			
20	5					25

II 情報提供

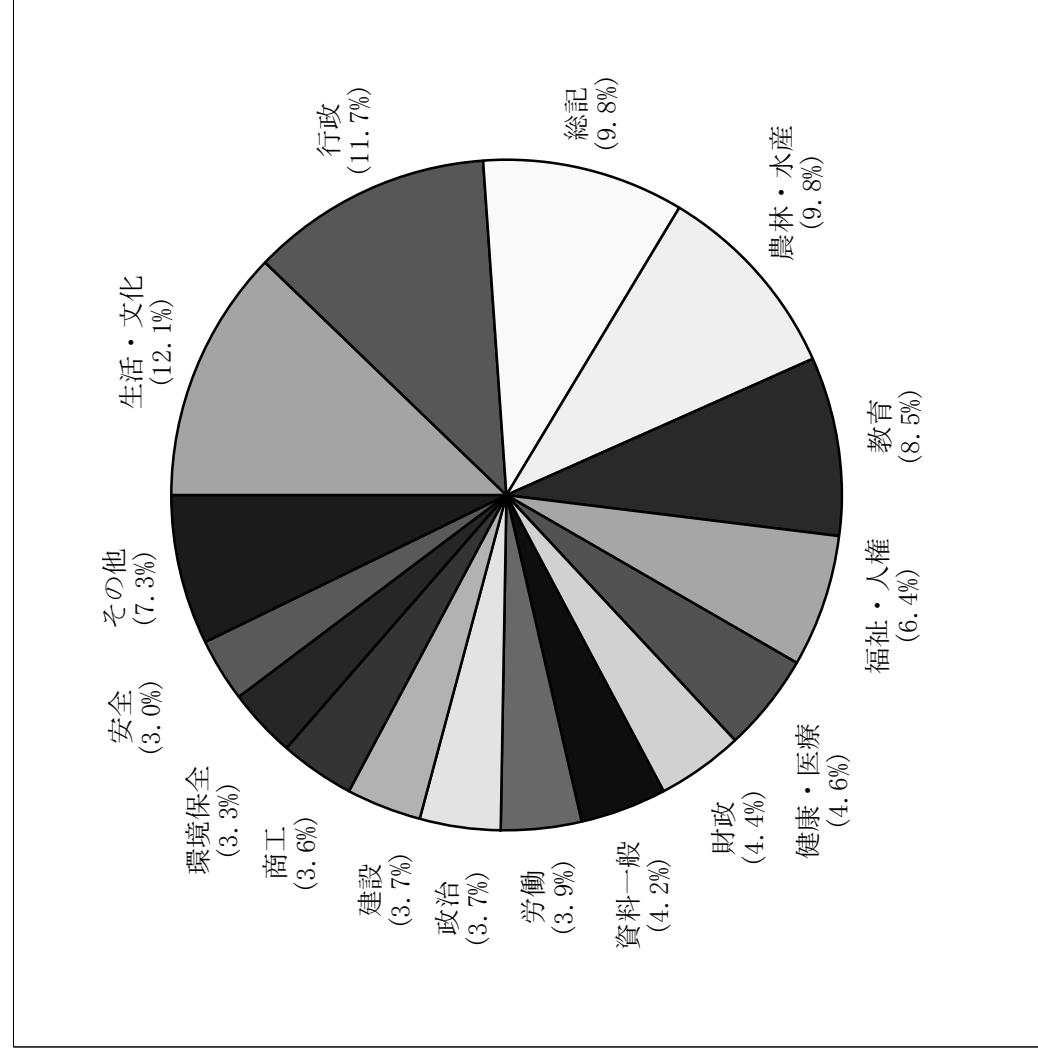
1 県民情報センターと地区県民情報コーナーの配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架していただいても自由に閲覧したり、複写・貸出しが受けられるようになっていきます（表9、図1）。

表9 配架資料の件数

名称	件数	地区県民情報コーナー				合計
		北九州	筑後	筑豊	京築	
県民情報センター	13,301	3,092	3,009	3,584	3,212	12,897
						26,198

図1 配架資料の分野別構成比



注 「総記」には、年鑑、総合統計、要覧・便覧などが含まれます。

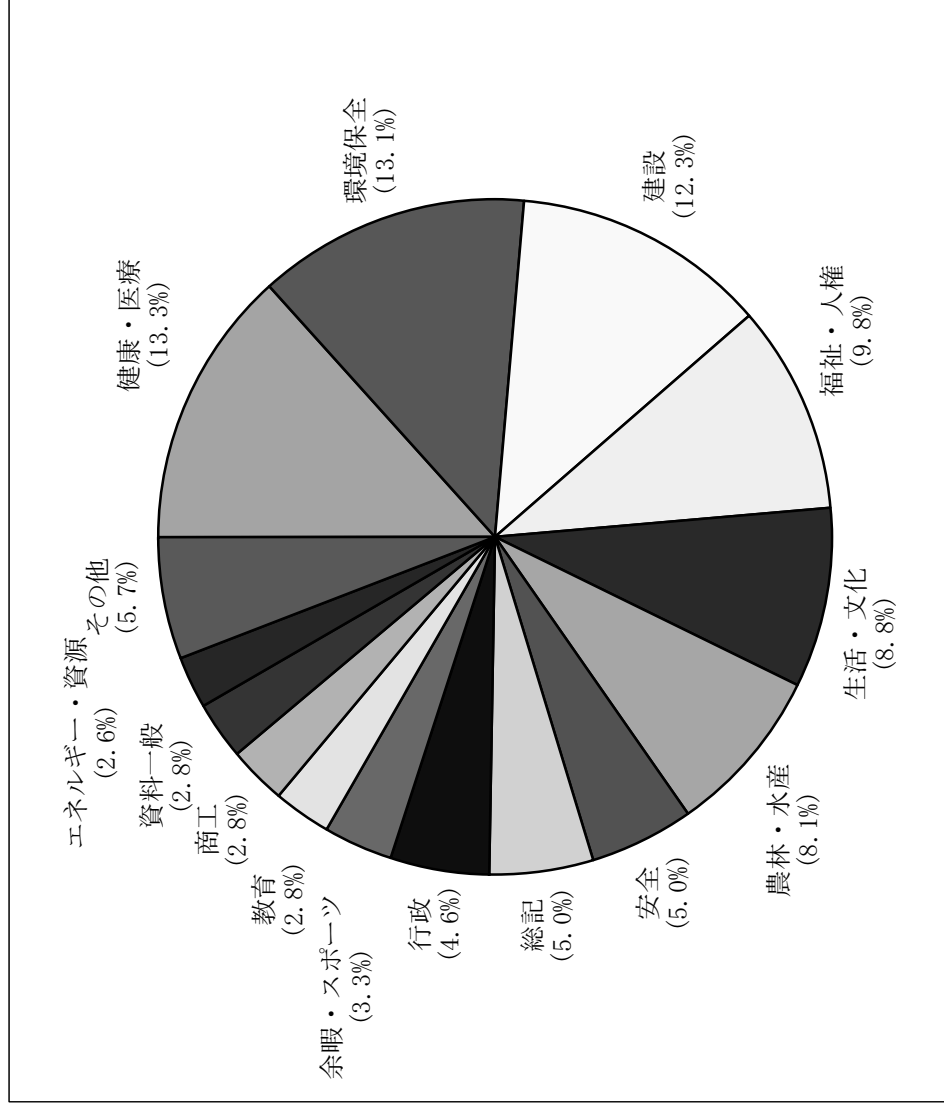
「その他」は、経済、自然・土地・人口、余暇・スポーツ、運輸・通信、エネルギー・資源に関するものです。

2 県民情報センターと地区県民情報コーナーの利用状況（表10、図2）

表10 利用状況

区分	情報提供（人）	写しの交付（枚）	貸出し（冊）
県民情報センター	29,961	89,143	457
北九州	3,809	620	4
筑後	4,944	2,451	47
筑豊	5,494	5,632	4
京築	3,307	3,007	15
計	47,515	100,853	527

図2 利用状況の分野別構成比



注 「総記」には、年鑑、総合統計、要覧・便覧などが含まれます。

「その他」は、自然・土地・人口、財政、経済、政治、労働、運輸・通信に関するものです。

3 行政資料の有償頒布制度

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布しており、「県政概要」など47種類の行政資料を4,917部頒布しました。

公告

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第68条の規定に基づき、平成17年度における同条例の運用状況を次のように公表する。

平成18年 7 月 14 日

福岡県知事 麻 生 渡

平成17年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

1 自己情報の開示請求の状況

(1) 文書による開示請求

平成17年度の文書による自己情報の開示請求の件数は160件で、その決定の状況は、開示が128件、部分開示が13件、不開示が18件（うち不存在16件）、取下げが1件でした（表1-1）。

文書による開示請求の実施機関別の件数は、知事部局が142件、教育委員会が9件、人事委員会が9件でした（表1-2）。

表1-1 文書による自己情報の開示請求の件数と決定の状況

開示請求の件数	決定の状況				
	開示	部分開示	不開示		取下げ
			不 存 在	却 下	
160	128	13	18	16	1

表1-2 文書による自己情報の開示請求の実施機関別件数とその内容

実施機関	件数	内 容
知事	142	・保育士試験の得点等（76） ・その他（66）
公営企業の管理者	0	
教育委員会	9	・県立高校入学試験に係る答案（4） ・その他（5）
選挙管理委員会	0	
人事委員会	9	・警察官採用試験の成績（6） ・その他（3）
監査委員	0	
労働委員会	0	
収用委員会	0	
海区漁業調整委員会	0	
内水面漁場管理委員会	0	
合計	160	

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成17年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、7,061件です（表1-3）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行

い、直ちに開示を受けることができ、県立の大学や高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が簡易開示の対象となります。平成17年度は、これらを含めた62試験が簡易開示の対象となっています。（実施機関別の内訳は、知事部局が43試験、教育委員会が7試験、人事委員会が12試験となっています。）

表1-3 簡易開示の状況（件数は平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間	備考
知	福岡県立高等技術専門学校訓練生 選考試験	1	17. 3. 25～4. 25	
		4	17. 5. 25～6. 24	
		1	17. 6. 14～7. 13	
		1	17. 7. 26～8. 25	
		3	17. 9. 16～10. 17	
		1	17. 9. 20～10. 19	
		3	17. 9. 20～10. 19	
		8	17. 9. 22～10. 21	
		2	17. 9. 22～10. 21	
		1	17. 11. 17～12. 16	
		10	17. 11. 25～12. 24	
		1	18. 3. 7～4. 6	
		3	18. 3. 9～4. 9	
		5	18. 3. 17～4. 17	
		8	18. 3. 22～4. 21	
		8	18. 3. 22～4. 21	
		3	18. 3. 24～4. 23	
1	18. 3. 27～4. 26			
事	福岡県ふぐ処理師試験	8	17. 3. 30～4. 28	平成17年度分
	九州歯科大学入学選抜試験	7	18. 3. 29～4. 28	
	九州歯科大学入学推薦入学試験	91	17. 4. 16～5. 16	
	福岡女子大学入学選抜試験	9	17. 4. 16～5. 16	
	福岡女子大学入学推薦入学試験	80	17. 4. 16～5. 15	
	福岡県立大学入学選抜試験	98	17. 4. 16～5. 15	
	福岡県立大学推薦入学試験	41	17. 4. 16～5. 15	
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	1	17. 4. 16～5. 15	

知	福岡県立大学転・編入学試験	3	17. 4. 16～5. 15	
	毒物劇物取扱者試験	2	17. 8. 18～9. 20	
	調理師試験	35	17. 8. 19～9. 16	
	狩猟免許試験	5	17. 9. 12～10. 11	
	クリーニング師試験	1	17. 9. 30～10. 31	
	技能検定試験	19	17.10. 4～18.10. 3	平成17年度分 (前期)
	技能検定試験	1	18. 3.14～19. 3.13	平成17年度分 (後期)
	製菓衛生士試験	3	17. 10. 24～11. 22	
	採石業務管理者試験	3	17. 10. 31～11. 30	
	福岡県立大学大学院入学者選抜試験	4	17. 11. 1～11. 30	秋季
事	福岡県保育士試験	55	17. 11. 18～12. 16	
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	2	17.12. 8～18. 1. 8	
	職業訓練指導員試験	3	17.12.21～18. 1.20	
	九州歯科大学附属歯科衛生学院入学者選抜試験	11	18. 2. 3～2. 13	
	小計	546		
	福岡県立高等学校入学者選抜試験	5,347	17. 3. 30～5. 2	
		1	17. 9. 23～10. 24	
		194	18. 3. 29～4. 28	
	福岡県公立学校教員採用候補者選考試験（小学校、中学校、高等学校、養護教諭）	156	17. 8. 11～9. 12	
	福岡県公立学校実習助手・寮母採用候補者選考試験	7	17. 10. 26～11. 25	2次試験
教育委員会	福岡県公立学校実習助手・寮母採用候補者選考試験	1	17. 11. 24～12. 26	
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定検査	17	18. 1. 11～2. 10	
		8	18. 1. 8～2. 7	
	福岡県立特殊教育諸学校高等部入学者選考試験	1	18. 1. 21～2. 20	
	小計	5,732		
	福岡県警察官A採用試験	82	17. 6. 1～7. 1	1次試験（第1回男性）

人 事 委 員 会	福岡県警察官A採用試験	203	17. 8. 5～ 9. 5	2次試験(第1回男性)
		21	17. 8. 5～ 9. 5	1次試験(第2回男性・女性)
		126	17. 10. 27～11. 28	2次試験(第2回男性・女性)
	福岡県警察官B採用試験	53	17. 6. 1～ 7. 1	1次試験(特別募集男性)
		34	17. 8. 5～ 9. 5	2次試験(特別募集男性)
		20	17. 10. 27～11. 28	1次試験(男性・女性)
		60	17.12.26～18. 1.25	2次試験(男性・女性)
	福岡県警察官C採用試験	2	17. 6. 9～ 7. 8	1次試験(専門捜査官)
		5	17. 8. 5～ 9. 5	2次試験(専門捜査官)
	福岡県職員採用上級試験	30	17. 7. 14～ 8. 15	1次試験
		42	17. 8. 31～ 9. 30	2次試験
	福岡県職員採用選考試験	1	17. 8. 31～ 9. 30	2次試験(前期)
	福岡県職員採用中級試験	28	17. 10. 17～11. 16	1次試験
		30	17. 11. 28～12. 27	2次試験
	福岡県職員採用初級試験	3	17. 10. 17～11. 16	1次試験
		20	17. 11. 28～12. 27	2次試験
	福岡県職員民間企業等職務経歴者採用試験	20	17. 10. 17～11. 16	1次試験
	身体障害者を対象とする福岡県職員採用選考試験	2	17. 11. 28～12. 27	2次試験
		1	18. 1. 19～ 2. 20	1次試験
小計	783			
合計	7,061			

2 自己情報の訂正請求の状況

訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認めるとき、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）の請求ができません。

平成17年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

3 自己情報の利用停止請求の状況

利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報収集の制限（条例第3条）、目的外利用・提供の制限（条例第5条）若しくは、電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して利用又は提供されていると判断するときは、実施機関に対し、その利用停止を請求することができます。

平成17年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

4 不服申立ての状況

開示請求又は訂正請求に対して開示しない又は訂正しないとの決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、不服申立てによる救済を受けることができます。

平成17年度は、不服申立てはありませんでした。

5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、条例第51条の規定に基づき事務の附属機関として設置しています（設置は平成4年5月1日）。

平成17年度は、「産業廃棄物不法投棄等画像監視システム（以下「画像監視システム」という。）の運用に係る個人情報の収集事務」に係る諮問が1件、「県有施設等における監視カメラによる撮影及び記録に関する事務」に係る諮問が1件、「実施機関（条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業に関する報道、記録等に使用する写真、動画（例：祭り、パレード、講演会の写真、動画）の撮影等を行うため、撮影される周囲にいる者等で本人の同意を得ることが困難な者の個人情報収集する事務」に係る諮問が1件、「インターネットのホームページによる各種試験の合格者受験番号情報提供事務（人事委員会）」に係る諮問が1件、「インターネットのホームページによる各種試験の合格者受験番号情報提供事務（警察本部長）」に係る諮問が1件、「インターネットのホームページによる警察情報提供事務」に係る諮問が1件、「インターネットのホームページによる公安委員会情報提供事務」に係る諮問が1件、「インターネットのホームページによる行政情報提供事務」に係る諮問が1件、「インターネットのホームページによる指名手配被疑者等情報提供事務」に係る諮問が1件、「インターネットのホームページによる自動車運転代行業者情報提供事務」

に係る諮問が1件、「インターネットのホームページによる県の広報活動に必要な行政情報提供事務」に係る諮問が1件あり、11件の答申がなされました（表2）。

表2 個人情報保護審議会の答申

答申年月日	件名	実施機関	諮問年月日
17.8.22	個人情報収集に関する例外事項	知事	17.7.19
17.8.22	個人情報収集に関する例外事項	知事	17.7.19
18.3.10	個人情報収集に関する例外事項	知事	18.2.20
18.3.10	個人情報の提供の制限の例外事項について	人事委員会	18.1.31
18.3.10	個人情報の提供の制限の例外事項について	警察本部長	18.2.9
18.3.10	電子計算組織の結合による個人情報の提供について	警察本部長	18.2.9
18.3.10	電子計算組織の結合による個人情報の提供について	公安委員会	18.2.9
18.3.10	電子計算組織の結合による個人情報の提供について	知事	18.2.20
18.3.10	電子計算組織の結合による個人情報の提供について	警察本部長	18.2.9
18.3.10	電子計算組織の結合による個人情報の提供について	公安委員会	18.2.9
18.3.10	電子計算組織の結合による個人情報の提供について	知事	18.2.20

6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成17年度は、苦情相談はありませんでした。

人事委員会

福岡県人事委員会告示第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第1項の規定に基づき、福岡県人事委員会は、平成18年7月3日、同委員会委員谷水央を同委員会委員長として選挙した。

平成18年7月14日

福岡県人事委員会委員長 谷 水 央

福岡県人事委員会告示第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第3項の規定に基づき、平成18年7月3日、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する委員として福岡県人事委員会委員永次廣を指定した。

平成18年7月14日

福岡県人事委員会委員長 谷 水 央

公安委員会

福岡県公安委員会告示第176号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年7月14日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成18年8月21日（月）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第177号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年7月14日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署

平成18年8月8日(火) 13:30~16:30	北九州市若松区大字藤木267番地の13 若松警察署 会議室	若松警察署
平成18年8月16日(水) 13:30~16:30	福岡市東区箱崎7丁目8番2号 東警察署 会議室	東警察署
平成18年8月17日(木) 13:30~16:30	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
平成18年8月18日(金) 13:30~16:30	うきは市吉井町343番地3 うきは警察署 会議室	うきは警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。